

財務諸表監査制度の確立過程に関する比較研究

学位論文内容の要旨

本研究は、ラテン・アメリカ諸国において財務諸表監査制度を確立させるのに適したモデルを提示することを目的とする。ラテン・アメリカ諸国においては、国の経済に対する証券市場の重要性が増しており、財務諸表監査制度の重要性も増すものと考えられる。このため、その目的を達成できる態勢の整備が必要であると考えられる。

本研究では、財務諸表監査制度の確立を、法による監査実施の義務づけがあると同時に、監査人の専門性、監査基準ならびに被監査企業の内部統制という3つの要素がすべてそろっている状態と定義する。第1章において、アメリカにおける財務諸表監査の制度化過程を考察することによって、このことを確認する。

アメリカでは、法で強制される以前から財務諸表監査が行われていた。それにもかかわらず、財務諸表監査の制度化が必要とされた。

アメリカにおける財務諸表監査の源流には、イギリス人の職業会計士によって実施された監査がある。それがアメリカで受入れられ、アメリカの環境に適合してアメリカ独自の監査として発達した。アメリカで発達した財務諸表監査は、企業で自発的に実施されるようになった。アメリカにおいて、法で強制される以前から財務諸表監査が実施されるようになっていたのは、企業の資金調達証券市場を介して行われていたことがある。企業は、投資者へ信頼性の高い企業財務情報の開示を行うことが、市場での資金調達を有利にすることを認識して、監査を受入るために積極的にその受入態勢としての内部統制を整えていた。また、監査主体として職業会計士はその時々ニーズに対応して用役を提供していた。その他にも、教育機関の設置や、全米統一試験の実施、アメリカ職業会計士協会の創設によって、専門家としての能力を向上することで監査人としての地位を確保した。監査人は、証券市場において開示される企業財務情報を検証するにあたり、監査人の業務内容に一定の水準が保たれていることを証明するとともに、自らの監査結果がいかなるプロセスを経た結果に到達したものであるかについて基準として明文化することによって、財務諸表監査関係者が周知できる態勢を整えていた。このように、アメリカで自発的な財務諸表監査の実施を可能としていた背景には、企業側の財務諸表監査を受入る態勢としての内部統制、職業専門家としての監査人、その業務指針である監査基準、これら財務諸表監査の実施を支えた要素が整っていたという事実がある。

しかし、企業が自発的に開示していた監査済財務情報の一部には劣悪なものもあった。1929年の株価暴落に端を発する大恐慌期において、そのような実態は、投資者の意思決定を誤らせ、当該企業のみならず証券市場で開示される監査済財務情報全体に不信感をもたらした。このような不信感、証券市場からの投資資金の流出へとつながり、その結果、企業の経済活動に必要な資金調達ができなくなる可能性を生じさせた。経済に与える証券市場の影響が増大するにつれて、そのような一部の企業情報開示の実態が、経済全体に悪影響を及ぼすこととなった。このため、投資者の自己責任の下で投資意思決定ができる態勢を整えるために、証券諸法は、実務の中で企業によって自発的に行われていた企業財務情報の開示と、これに対する財務諸表監査を、投資者の意思決定を誤らせない水準を確保するために制度化した。

第2章で、本研究における、財務諸表監査制度確立の定義に照らして、ラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度の現状について検討する。

ラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度の態勢を概観してみると、証券市場の参加者を規律づける法によって財務諸表監査の実施は強制されているが、財務諸表監査の主体である監査人は、会計系の総合・専門大学を卒業した後に、証券委員会に登録することが要請されているだけである。また、監査の実施方法や結論を報告する一連のプロセスを明文化する動きも窺えず、国際監査基準をスペイン語に翻訳した後に自国の基準として採用している。このように、ラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度は法によって強制されているが、財務諸表監査制度の確立に必要な要素の整備は行われていないことを明らかにする。

そこで、ラテン・アメリカ諸国が財務諸表監査制度をどのように確立していったらよいのかを、ブラジル及び日本の財務諸表監査制度の確立過程を参考にしながら考察する。それら2つの事例とラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度の現状を照らし合わせることで、ラテン・アメリカ諸国において財務諸表監査制度を確立させるのに適したモデルを提示する。

第3章では、ブラジルの財務諸表監査制度の確立過程を考察する。

ブラジルの財務諸表監査制度は、証券市場を整備することで経済発展を促進しようとする政府の強い意向に沿って制定された。ブラジルには職業専門家としての会計士が存在していたことから、市場法施行後すぐに財務諸表監査が強制された。しかし、財務諸表監査制度の目的を達成するのに必要な要素が十分に備わっておらず、21世紀に入って証券市場が成熟したのを背景に、財務諸表監査制度の実施態勢の不備が指摘され、抜本的な態勢整備を幾度も補足的に行った。その都度的に行われたのは、職業専門家としての監査人の育成、企業側の受入態勢の整備及び、財務諸表監査を実施するための諸基準の整備であった。結果的に、ブラ

ジルは長い時間を費やし、証券市場から制度運用の信頼性に疑義を指摘されるという社会的代償を払って、財務諸表監査制度を確立させた。

第4章においては、日本における財務諸表監査制度の確立過程を考察する。

日本の財務諸表監査制度の確立は、第2次世界大戦後、連合国軍総司令部の統治下で、証券の民主化という形で政策的に行われた。過去に財務諸表監査を実施した経験を有していなかった日本は、先に財務諸表監査が行われていたアメリカの制度運営を模範として、日本の実情に合わせて制度実施に必要な態勢の整備を、「会計制度監査」のもとで一定の期間を設けて段階的に行った。

会計制度監査は、監査の担い手である専門家としての監査人の育成、被監査側である企業の受入態勢の整備、ならびに財務諸表監査を実施するための基準を三位一体として整備するものであった。会計制度監査は、経済団体連合会、日本公認会計士協会、企業会計審議会という財務諸表監査に関係する者によって構想されたものであった。

以上のように、日本では財務諸表監査の実施が法によって義務づけられてから、これを執行するのに必要な態勢を備えるために一定期間を設けて段階的に整えた後に、正規の財務諸表監査制度が施行された。こうした制度の確立過程は、ラテン・アメリカ諸国に示唆するところが大きいと考える。

日本の事例は、比較的短期間にかつ効率的に制度確立できたという点がブラジルのケースとは大きく異なっている。

第5章では、ブラジル及び日本の事例とラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度の現状を比較検討することで、ラテン・アメリカ諸国における財務諸表監査制度の確立に適したモデルを提示することでむすびとする。具体的には、会計制度監査の実施という手法によって、比較的短期間に効率的な制度の確立を実現した日本のケースこそが、ラテン・アメリカ諸国が模範とすべきモデルであることを示す。

学位論文審査の要旨

主 査 教 授 蟹 江 章
副 査 教 授 吉 見 宏
副 査 教 授 米 山 祐 司

学位論文題名

財務諸表監査制度の確立過程に関する比較研究

本論文は、財務諸表監査制度の確立という概念を、法律による財務諸表監査実施の義務づけよりも厳しい要件を必要とするものとして再定義した上で、より精緻な財務諸表監査制度の実現に向けた整備プロセスモデルの提示を試みたものである。

財務諸表監査は、今日、先進国はもちろん、多くの発展途上国においても制度化されているが、財務諸表監査を有効に機能させるために必要な要件を欠いたまま、形式的に実施されている国が多数ある。本論文では、こうした認識の下で、実効性のある財務諸表監査制度とするためには少なくとも3つの要件が必要であるとして、特に形式的な制度運営にとどまっているラテン・アメリカ諸国において、財務諸表監査制度をどのように整備していくべきかが検討されている。

本論文は、序文と5つの章から構成されている。

まず序文において、本論文の目的と財務諸表監査制度の確立という概念の再定義が提示されている。本論文の目的は、国民経済における金融市場の重要性が増しているにもかかわらず、市場のインフラとしての財務諸表監査制度は未だ形式的にしか整備されていないラテン・アメリカ諸国において、当該制度を実質的に確立するためのプロセスを提示することであるとされている。その上で、財務諸表監査制度の確立とは、法による監査実施の義務づけがあると同時に、監査人の専門性の確保、監査基準ならびに被監査企業の内部統制の整備という3つの要件がすべてそろっている状態と定義される。

これを受けて第1章では、最も早く財務諸表監査制度が確立されたアメリカにおいて、実効的な監査の実施に必要な要素がどのように整備されて行ったのかが分析されている。アメリカにおける財務諸表監査制度の確立プロセスの最大の特徴は、イギリスを源流とする財務諸表監査が企業において自発的に実施されるようになり、これが法によって追認される形で制度化されたという点にあると指摘されている。法によって強制されることなく、企業が市場での資金調達に有利となるように積極的に監査を受け入れたことが財務諸表監査の始まりであった。この時点で、アメリカではすでに監査人は職業的専門家としての地位を確立しており、監査を実施するための基準も設けられていた。さらに、企業の側でも財務諸表監査の受け入れを可能とする仕組み（内部統制）を備えていた。しかし、1929年の株価の暴落によって、これらをすべて当事者の自主性に任せることの限界が露呈したため、法による規制が行われることになったとされている。アメ

リカのケースは、今後財務諸表監査制度を確立しようとする国が目指すべきひとつの理想的な姿を示すものとして位置づけられている。

第2章では、ラテン・アメリカ諸国における財務諸表監査制度の現状分析が行われ、法によって監査が義務づけられてはいるが、監査人の専門性は十分に確保されておらず、監査基準の整備状況も十分ではないという実情が明らかにされている。国民経済における金融市場の重要性が増す中で、こうした現状の改善が必要であるとの認識が示され、本論文の目的が明確化されている。

第3章では、ラテン・アメリカ諸国が財務諸表監査制度を確立するに際してモデルとなり得る、ブラジルにおける財務諸表監査制度の確立プロセスが検討されている。ブラジルでは、証券市場の整備を通じた経済発展を指向する政府の意向で1964年に財務諸表監査が制度化されたが、その実態は本論文でいう確立ではなかった。このため、21世紀に入って財務諸表監査制度の不備が指摘され、抜本的な体制の整備が繰り返し実施されなければならなかった。ブラジルでは、制度化の時点で必要な要件の整備が十分に行われなかったために、結果として長い時間を費やし、市場から制度運営の信頼性に疑義を指摘されるという大きな代償を払いながら財務諸表監査制度が確立されたということが明らかにされている。

第4章では、ラテン・アメリカ諸国における財務諸表監査制度確立のもうひとつのモデルとなり得る日本のケースが検討されている。日本では、第2次大戦後におけるGHQの統治下で、証券民主化政策の一環として財務諸表監査制度が導入された。アメリカの制度を模範として、実効性のある財務諸表監査を実施するための3要件が、一定の期間を設けて段階的に整備されていったプロセスが明らかにされている。日本が専門家としての監査人の育成、被監査企業の受け入れ態勢の整備、ならびに監査を実施するための基準を三位一体で整備したことが高く評価されている。日本のケースが、ラテン・アメリカ諸国における財務諸表監査制度の確立プロセスに大きな示唆を与えるものであるとの指摘がなされている。

第5章では、ブラジル、日本ならびにラテン・アメリカ諸国の財務諸表監査制度の現状が比較検討され、ラテン・アメリカ諸国が今後財務諸表監査制度を確立する際に参考とすべきモデルが提示されている。計画的な整備プロセスによって比較的短時間で制度を確立することができた、日本のケースこそが参考とすべきモデルとなり得るとの結論が示されている。

本論文では、ラテン・アメリカ諸国における財務諸表監査制度は、未だ確立の段階に至っておらず、なお一層の整備が必要であるとの認識の下で、そのプロセスとして日本の経験から学ぶべきであるとの提言がなされている。

アメリカ、日本、ブラジルにおける財務諸表監査制度の確立過程に関する分析は、すでに多くの先行研究が存在し、監査研究に必ずしも新たな貢献をなすものとは言えない。また、監査人の専門性、監査基準の整備ならびに企業の受け入れ態勢という、財務諸表監査制度に不可欠とされる要件にも特に新味はない。しかし、こうした要件を明示的に考慮した上で、財務諸表監査制度の確立プロセスを論じたという点は評価できる。

ブラジルと日本における財務諸表監査制度の確立過程を分析・検討した上で、日本における制度整備プロセスの利点をもとに、ラテン・アメリカ諸国における今後の制度整備に向けた提言を試みている点に本論文の貢献を見出すことができる。ただし、財務諸表監査制度の確立を規定する3つの要素について、それぞれが目指すべき到達点については十分明確にされていないという点を指摘しなければならない。これは、財務諸表監査制度の確立という概念をより明確にするために残された課題である。

以上のように、本論文にはいくつかの課題が残されているとはいえ、今後の財務諸表監査制度の確立の方向性を示唆している点は評価することができる。よって、本論文は、博士（経営学）の学位を授与するに値するものであると認める。